

妙高市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

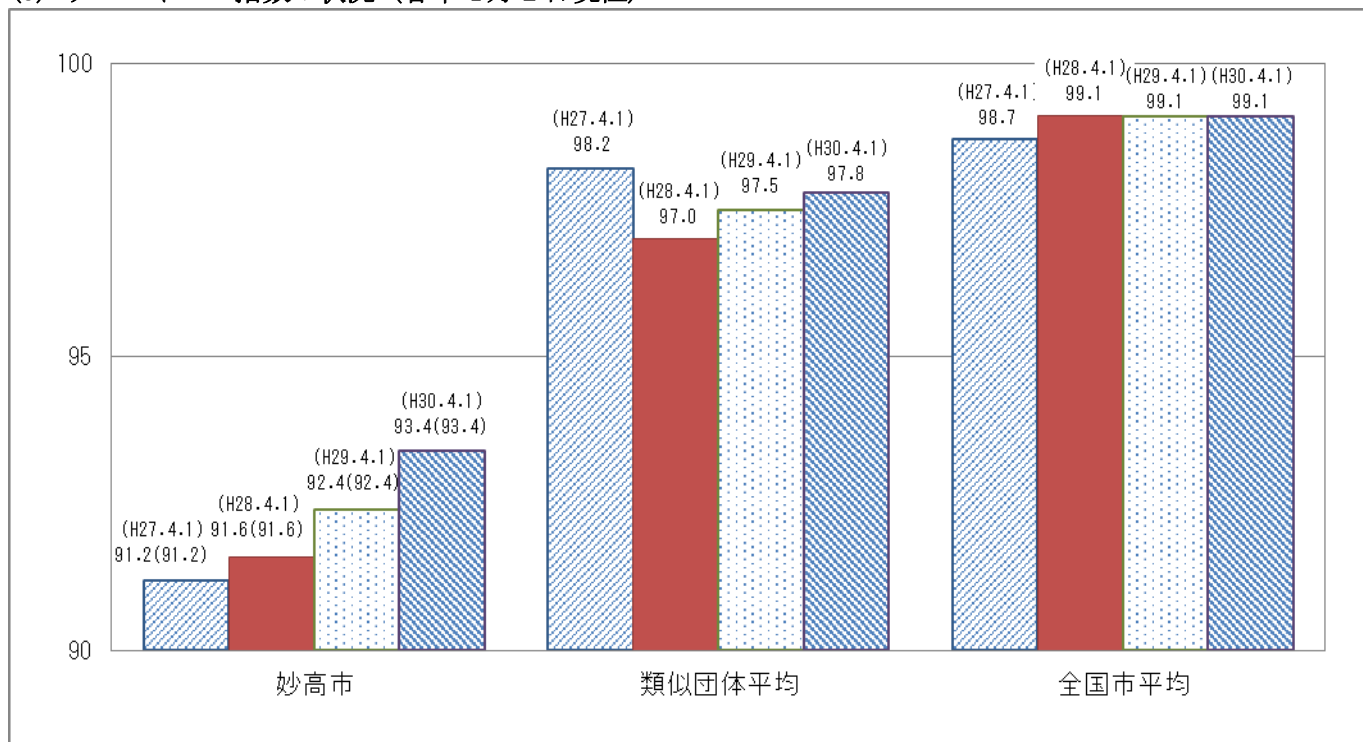
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 33,073	千円 19,780,091	千円 1,848,428	千円 2,445,031	% 12.4	% 11.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	慰・勲・給	計 B		
29年度	人 300	千円 1,049,672	千円 115,328	千円 408,181	千円 1,573,181	千円 5,244	千円 5,762

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、28年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

実施

給料表の改定実施時期…平成27年4月1日

内容…行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均1.4%引下げ。若年層では初任給に係る号給については引下げを行わず、高齢層では50歳代後半層の多く在職する高位号給をより引き下げ。ただし、引下げ率が大きい5級及び6級については8号給増設。また、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。技能労務職給料表について、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

妙高市は支給対象地域外。ただし、派遣職員等国支給対象地域に在住する職員に対し、国基準に準じて支給。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様の見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
妙高市	41.4 歳	298,781 円	340,748 円	313,945 円
新潟県	43.8 歳	334,759 円	414,032 円	367,888 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	42.1 歳	315,170 円	373,014 円	343,420 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似業種	平均年齢	平均給与月額 B	
妙高市	51.4 歳	18人	288,983 円	305,116 円	295,900 円	—	—	—	—
うち給食調理員	52.4 歳	14人	290,586 円	296,498 円	295,298 円	調理士	41.7 歳	232,000 円	1.24
うち用務員	47.9 歳	5人	276,920 円	313,454 円	293,820 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	1.55
うち運転手	45.2 歳	4人	263,375 円	320,540 円	283,204 円	自家用自動車 運転手	58.4 歳	197,400 円	1.62
新潟県	53.8 歳	440人	347,441 円	389,884 円	370,762 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	51.3 歳	18人	299,735 円	328,925 円	312,342 円	—	—	—	—

区 分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
	妙高市	—	—
うち給食調理員	4,794,592 円	3,151,700 円	1.53
うち用務員	5,382,963 円	2,808,700 円	1.83
うち運転手	4,648,422 円	2,424,200 円	1.76

(注)

- 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。
- 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成25～27年の3ヶ年平均）。
- 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		妙高市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	184,000 円	184,800 円	178,200 円
	高校卒	148,600 円	150,500 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	146,000 円	148,200 円	—
	中学卒	138,000 円	135,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（30年4月1日現在）

区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	242,000 円	333,700 円	337,900 円	398,500 円
	高校卒	222,900 円	300,100 円	322,025 円	355,660 円
技能労務職	高校卒	—	—	284,400 円	—

(注1) 一般行政職・高校卒・経験年数20年に該当者がいないため、経験年数21年の職員の給料月額を掲載しました。

(注3) 一般行政職・高校卒・経験年数30年に該当者がいないため、経験年数31年の職員の給料月額を掲載しました。

(注3) 「—」は該当者なしのため掲載していません。

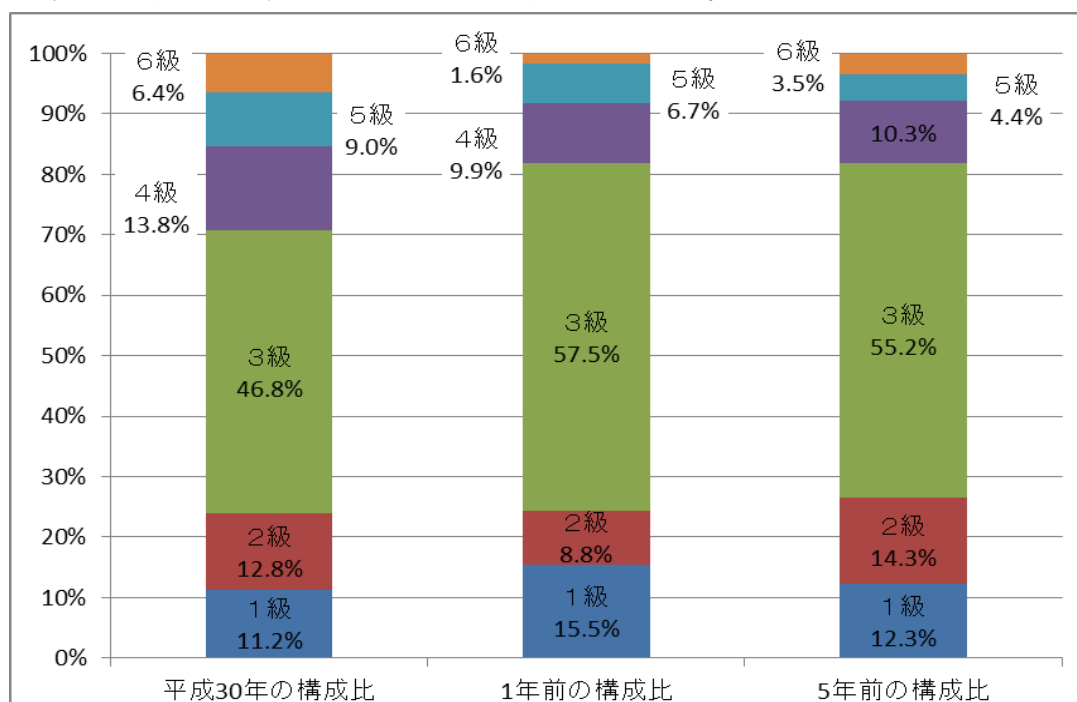
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

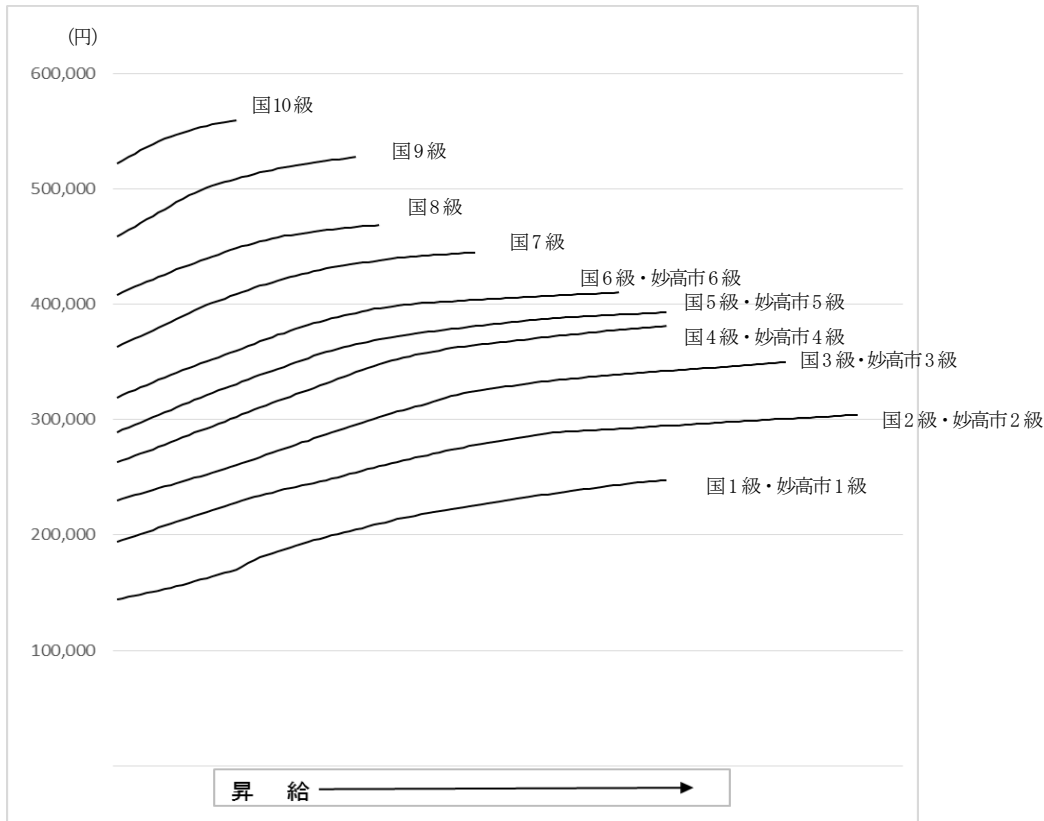
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、主事補、技師補	21人	11.2%	142,600円	247,100円
2級	主事、技師	24人	12.8%	192,700円	303,800円
3級	副参事係長、副参事、係長、主査	88人	46.8%	228,900円	349,600円
4級	課長補佐、次長、室長、副参事係長、副参事、係長	26人	13.8%	262,000円	380,600円
5級	課長、局長、支所長、参事、課長補佐、次長、室長	17人	9.0%	288,000円	392,600円
6級	課長、局長、支所長、参事	12人	6.4%	318,500円	409,800円

(注) 1 妙高市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職）（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（妙高市）

平成30年4月2日から平成31年4月1日まで における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な部分	昇給実績がある部分	昇給可能な部分	昇給実績がある部分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給部分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

（注）全職員を対象に業績、態度、能力について期別評価を行い、その結果に基づき昇給を決定しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

妙高市	新潟県	国
1人当たりの平均支給額 (29年度) 1,406 千円	1人当たりの平均支給額 (29年度) 1,644千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (妙高市)

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
標準に加え、上位及び下位の成績率も運用	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(注) 全職員を対象に業績、態度、能力について期別評価を行い、その結果に基づき ▲30%～+30%の範囲で勤勉手当の成績率を決定しています。

(2) 退職手当 (30年4月1日現在)

妙高市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.66950月分	24.586875月分	勤続20年	19.66950月分	24.586875月分
勤続25年	28.03950月分	33.270750月分	勤続25年	28.03950月分	33.270750月分
勤続35年	39.75750月分	47.709000月分	勤続35年	39.75750月分	47.709000月分
最高限度額	47.70900月分	47.709000月分	最高限度額	47.70900月分	47.709000月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
(退職時特別昇給)	無				
1人当たり平均支給額	4,801千円	19,064千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		867,003円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		433,501円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20 %	1 人	20 %
新潟市	3 %	1 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		93.4 (93.4)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)		0 %		
手当の種類 (手当数)		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
行路死亡人等取扱手当	行路死亡人、行路病人の対応をした職員	行路死亡人、行路病人の対応業務	0千円	行路死亡人 1件 2,000円 行路病人 1件 1,000円
防疫等作業手当	感染症等の防疫作業に従事した職員	感染症等の防疫作業	0千円	感染症 1日 290円 家畜伝染病 1日 380円

(5) 時間外勤務手当

支給実額 (29年度決算)	72,637,717 円
職員1人当たりの平均支給年額(28年度決算)	252,214 円
支給実額 (28年度決算)	79,697 円
職員1人当たりの平均支給年額(28年度決算)	273,872 円

(注) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29(又は28)年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

(6) その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 10,000円 ・子 1人につき8,000円 (16歳から22歳までの子は1人につき5,000円を加算) ・父母等 1人につき6,500円	異なる	支給額が異なる ・配偶者 6,500円 ・子 1人につき10,000円 ・父母等 1人につき6,500円 (16歳から22歳までの子は1人につき5,000円を加算)	28,810円	234,225 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
住居手当	借家・借間に居住する職員に支給 ・月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高27,000円	同じ		9,977円	302,320円
通勤手当	交通機関利用及び自動車等交通用具使用職員に支給 ・交通機関利用 電車、バスなど負担している運賃の額に応じて、定期券の通用期間毎に最高55,000円 ・交通用具使用 自動車など片道の1キロ区分ごとの使用距離に応じて1,345円から最高31,600円	異なる	交通用具使用者の距離区分及び支給額が異なる 国は5キロ区分ごとに2,000円から最高31,600円	12,649円	66,573円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・指定課長等 （6級）41,600円（5級）39,700円 ・その他の課長等 （6級）33,200円（5級）31,700円 ・参事 （6級）24,900円（5級）23,800円 ・園指導主事、園長 （5級）15,300円 ・園長 （4級）14,800円	異なる	支給区分及び支給額が異なる 国の代表例 本庁の課長 130,300円 県単位機関の部長 72,700円 管区機関の課長 62,300円 など	9,369円	323,055円
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 ・単身赴任の距離に応じ月額32,000円から84,000円	同じ		0千円	0円
寒冷地手当	寒冷地（妙高市は4級地に該当）に在勤する職員に支給 （次の月額を11月から翌年3月までの5カ月間支給） ・世帯主で扶養親族がいる職員17,800円 ・世帯主で扶養親族のいない職員10,200円 ・その他の職員7,360円	同じ		18,355円	62,859円

特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	801,200 円	(参考) 類似団体に於ける最高/最低額 980,000 円 / 430,000 円	
	副 市 長	603,400 円	794,000 円 / 512,000 円	
	教 育 長	528,100 円	—	
報 酬	議 長	364,500 円	528,000 円 / 327,000 円	
	副 議 長	297,200 円	462,000 円 / 279,000 円	
	議 員	284,100 円	431,000 円 / 259,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(29年度支給割合) 3.25 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(29年度支給割合) 3.25 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 44/100	(1期の手当額) 16,921,344 円	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	給料月額 × 在職月数 × 26/100	7,530,432 円	任期毎
	教 育 長	給料月額 × 在職月数 × 20/100	3,802,320 円	任期毎
	備 考			

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（市長、副市長：4年＝48月、教育長：3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

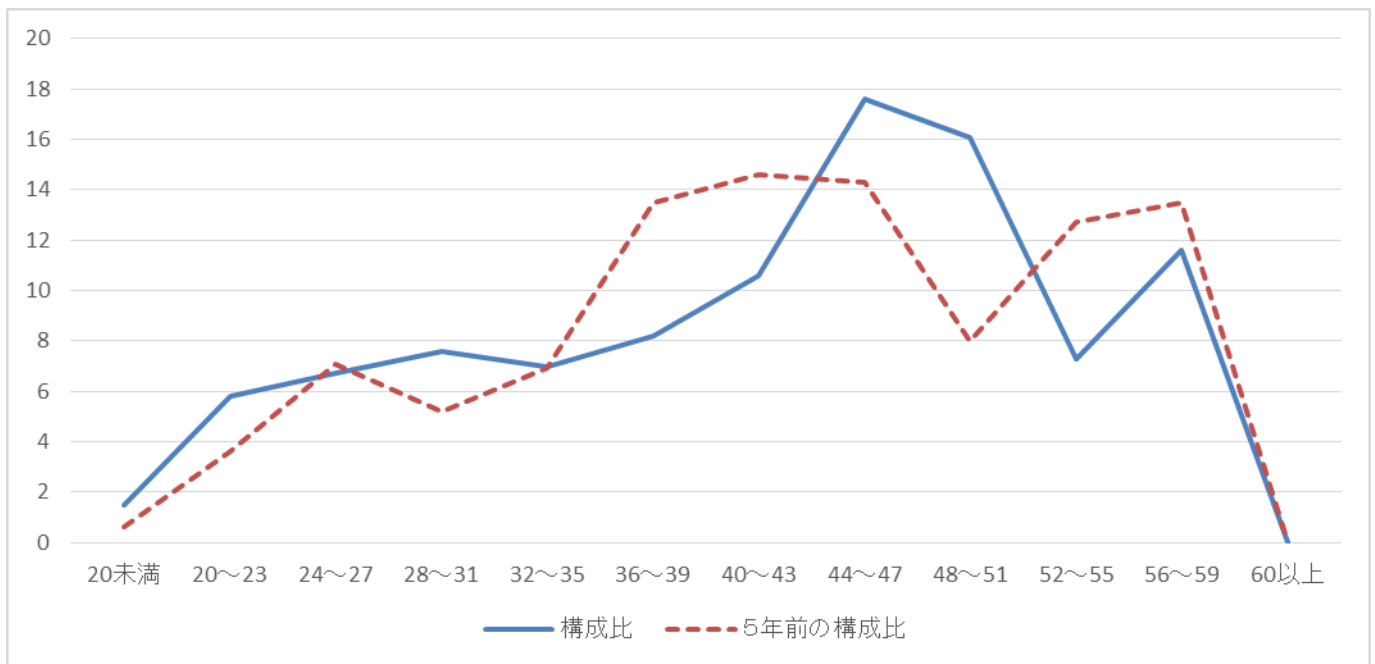
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成29年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4人	4人		
		総 務	58人	62人	4人	業務移管(市民団体等活動支援業務)等による増
		税 務	23人	23人		
		民 生	89人	79人	△10人	保育園からこども園となったため保育士の減
		衛 生	26人	23人	△3人	業務移管(健康保養地推進業務)等による減
		労 働				
		農 林 水 産	18人	17人	△1人	業務見直しによる減
		商 工	10人	9人	△1人	業務見直しによる減
		土 木	23人	22人	△1人	建築技師割愛派遣による減
		計	251人	239人	△12人	<参考> 人口1万人当たりの職員数 72.26人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 63.28人)
	教 育 部 門	57人	61人	4人	保育園からこども園になったため保育教諭の増	
	消 防 部 門	—	—	—		
	小 計	308人	300人		<参考> 人口1万人当たりの職員数 90.71人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 82.04人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	5人	5人			
	下 水 道	4人	4人			
	そ の 他	22人	20人	△2人	業務の見直し等による減	
	小 計	31人	29人			
合 計		339人 [384人]	329人 [384人]		<参考> 人口1万人当たりの職員数 99.48人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	19人	22人	25人	23人	27人	35人	58人	53人	24人	38人	0人	329人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	過去の5年間の増減数(率)
一般行政		270	268	257	253	251	239	△31 (△ 11.5%)
教育		59	57	63	55	57	61	2 (△ 3.4%)
消防		-	-	-	-	-	-	
普通会計計		329	325	320	308	308	300	△29 (△ 8.8%)
公営企業等会計計		36	33	32	31	31	29	△ 7 (△19.4%)
総合計		365	358	352	339	339	329	△36 (△ 9.9%)

(注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数です。